

**兵庫ユニバーサルツーリズム推進事業業務委託に係る
公募型プロポーザル仕様書**

1 事業概要

ひょうご観光本部（以下、「本部」という。）では、障害等の有無や年齢に関わらず誰もが兵庫県内の旅行を楽しめるよう、県内各地の事業者とともに、各地域における普及啓発に加え、ユニバーサル対応などの情報発信やユニバーサルツーリズム（以下、「UT」という。）の旅行商品化などに取り組んでいる。

令和4年度は、UTの一層の推進を図るため、宿泊事業者、飲食事業者、交通事業者等を対象とした各地区での研修をはじめ、モニターツアーを実施し、旅行商品の造成に向けた基盤づくりを行う。

2 業務内容

(1) おもてなし研修（ユニバーサルツーリズム入門研修）開催事務

観光地域全体で高齢者・障害者等へのサービス対応力を向上させるため、宿泊事業者、飲食事業者、交通事業者等を対象とした研修を開催し、効果検証を行う。

なお、本研修は、芸術文化観光専門職大学が実施するUT相談コンシェルジュ育成事業と連携して実施することとし、受託者は芸術文化観光専門職大学が監修した研修内容を実施することとする。

(ア) 開催場所

県下5地域

(イ) 開催会場

受託者と本部で協議のうえ決定することとし、会場使用料については委託費に含めるものとする。

(ウ) 実施回数

各地域1回以上

(エ) 目標参加者数

合計200名程度

(オ) 効果検証

研修参加者にアンケート調査を実施し、研修内容やUTの課題等について検証すること。

(2) UT推進連絡会の実施

関係事業者（宿泊、福祉、交通、飲食等）がUTの推進に向けた課題の共有・解決策の検討等を行う場を各地域に設けるとともに、地域同士の連携を図るための連絡会（UT推進連絡会）を開催する。

(ア) 開催時期

各地域の協議の場：随時

UT推進連絡会：令和5年2月～3月（予定）

(イ) UT推進連絡会の内容

・本業務での成果発表

・UT先進事業者の講演（シンポジウム） ほか

※詳細な内容や開催場所、収容人数については、受託者と本部で協議のうえ決定すること。

(3) モニターツアーの実施

UTの内容について具体性を持ってPRし、イメージを得やすくするため、マスコミや旅行会社等を招聘し、視覚、聴覚、知的障害のある人を対象としたモニターツアーを実施するとともに、効果検証を行う。

(ア) テーマ

「温泉・歴史」「産地体験」「クルーズ」の3テーマ

※テーマやツアー内容等の詳細については、受託者と本部で協議のうえ決定すること。

(イ) モニター数

1テーマにつき2～3組

(ウ) 実施時期

各テーマの実施時期について、受託者と本部で協議のうえ決定すること。

(エ) 効果検証

モニター参加者等にアンケート調査を実施し、モニターツアーの実施内容やUTの課題等について検証すること。

(4) プロモーションの実施

(ア) UTプロモーション冊子の発行

本業務を実施した成果をふまえたUTプロモーション冊子を発行すること。

①規格・紙質

規格・紙質など詳細な仕様については、受託者と本部で協議のうえ決定すること。

②納品物

・印刷物 1,000部以上

・PDFデータ 作成した冊子の版下の元データ、PDFデータおよび印刷にかけることのできるデータ一式を、CD-Rまたはその他の媒体により提出する。

(イ) プロモーション動画の作成

モニターツアーの内容等を記録したプロモーション動画を作成すること。

①作成本数

1本以上

②納品物

・DVDディスク（盤面印刷含む。コピー可能なもの）

・動画データ（YouTube およびホームページで再生可能な形式（MPEG4））

3 全体スケジュール

期 日	内 容
5月12日	募集開始
5月19日	質問締切
5月24日	提案書提出締切
5月下旬	提案審査（書類審査）
5月下旬～	審査結果通知、契約締結
7月上旬～	おもてなし研修実施
9月上旬～	モニターツアー実施
2月～3月	UT推進連絡会開催
3月31日まで	実績報告提出

4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

5 委託金額

5, 000千円（消費税込み）を上限とする。

6 納品物

- (1) UTプロモーション冊子
- (2) アンケート集計結果
- (3) 実績報告書

7 著作権・肖像権

- (1) 受託者は、委託者が提供する画像等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。また、使用する写真、動画の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。
- (2) 本業務の成果物に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工および二次利用する場合は、事前に受託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

8 新型コロナウイルス感染症の対策にかかる留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、研修、モニターツアー等での参加者同士の距離の確保や消毒の処置等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。なお、対策にあたっては、本部と協議のうえ決定すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、研修等の実施を中止すること。代替および中止については、本部と協議のうえ決定すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、本部から研修、モニターツアー等の中止または内容等の変更があった場合は速やかに対応すること。

9 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認のうえ提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (5) 受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

10 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部または全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部または全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償または違約金を求める場合がある。

1 1 委託料の支払い

委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

1 2 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業および経費の執行に努めることとする。

1 3 その他

事業実施にあたり疑義が生じた場合には、受託者と本部が協議して定めるものとする。